

## 第2次宇多津町総合計画審議会設置要綱

### (設置)

第1条 第2次宇多津町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、必要な審議を行うため、宇多津町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審議会が所掌する審議事項は次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定に関する事項
- (2) その他町長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 関係機関及び団体から推薦のあった者
- (2) 学識経験者
- (3) その他、町長が必要と認める者

3 委員の任期は、第2条の審議事項の審議が終了するまでの期間とする。

### (会長)

第4条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定めるものとする。

2 会長は会を代表し、会務を統括する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

4 審議会は、第2条の審議事項の審議の結果をまとめ、町長に報告する。

### (事務局)

第6条 審議会の事務局はまちづくり課に置く。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

#### (失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。